

平成 2 6 年 度 事 業 報 告

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

1. 基本的指針

平成 2 6 年度の事業においても、「法人会の基本的指針」に則り、会員の積極的な自己啓発の支援、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献することを重点事項とした事業運営を行ない、青年部会・女性部会の活発な活動のもと、既存の事業の充実を図った。

2. 組織の充実・強化

(1) 会員増強の推進

役員、共益事業推進委員会等で、呼びかけを行い会員増強活動を図った。

だが天草の景気低迷が長引く中で、企業の廃業や休業に伴っての退会者も多く、会員増強を行うと共に退会防止にも考慮しなければならない。（1 3 社 減）

支部名	所管 法人数	25年度末 会 員 数	26年度 加入者数	26年度 退会者数	26年度末 会員数
上天草	5 3 2	2 3 0	5	6	2 2 9
東天草	1 6 4	7 0	2	3	6 9
中央天草	7 4 6	3 9 2	3	1 5	3 8 0
西天草	2 3 0	1 0 0	5	4	1 0 1
南天草	2 2 7	1 1 1	1	1	1 1 1
本部		1	0	0	1
個人会員		7	2	0	9
合 計	1 8 9 9	法人 9 0 4 個人 7	1 8	2 9	法人 8 9 1 個人 9

(2) 支部組織の活性化

法人会が充実発展するためには、地域の実情に即した活動を推進し、支部毎の役員会等を開催し、支部毎の研修事業を行っている。

（３）青年部会・女性部会の育成

青年部会・女性部会については、法人会活動の行動的組織として重要な役割を担うとともに、事業後継者としての人材育成の場でもあるため、部会の自主的活動、部会員の増強、社会貢献活動、研修会等を企画、開催した。なお、部会の組織は、青年部会６５名、女性部会３８名である。

３．研修会・講演会等の開催

研修会事業は、法人会の基本的指針にある「会員の積極的な自己啓発を支援する」ための最も重要な事業であるため、支部別の研修会等を開催した。また「公益性」を一層高めるために、一般の参加者にも参加を呼び掛けた。

４．地域社会貢献活動の推進

地域社会貢献活動は、法人会の重要な活動であることから、平成１２年度より女性部会が主管となり、より多くの会員企業のご協力をいただき、親会、青年部会と一体となって下記の活動を行った。

①チャリティーバザーの開催

②天草全域中学校へスポーツ用品・学用品の寄贈、支援

③天草地域の活性化の為、地域のイベントに協賛、参加を行った

青年部会では、県法連青連協の統一事業「献血キャンペーン」の実施（２回）、また昨年度は、天草法人会の立て看板の清掃に伴い、バス停周辺の除草を行った。

天草法人会では天草地区租税教育推進協議会の賛助会員となり、青年部会、女性部会が主体となり小学６年生対象に租税教室を開催している（昨年４回）並行して女性部会が「税に関する絵はがきコンクール」を開催し、税知識の普及、啓発を行った。

５．税制改正への対応

税制委員会において平成２７年度の改正要望事項等を協議の結果を取りまとめ、県法連を通じて全法連へ提出、平成２６年１１月１５日・２８日に地元選出の国会議員及び地方自治体への要望活動を行った。

６．福利厚生制度関係

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き受託会社との連携を強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進制度を中心とした活動を展開した。

※ 平成２６年度の本部、支部関係及び青年部会・女性部会の具体的事業は、次ページ以降のとおりである。